

令和7年度第2回千葉市国民健康保険運営協議会
令和8年2月4日
千葉市健康保険課

議題1

令和8年度国民健康保険料 の改定（案）について

1 国民健康保険料に影響する制度改正の概要（令和8年度）

1 給与所得控除の引き上げ

令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げ。

⇒ 保険料額の算定基礎となる給与収入に係る所得が減少。

2 賦課限度額の引上げ（保険料の上限を引き上げ、子ども・子育て支援金分の上限を設定）

区分	医療分	後期分	介護分	子ども分	合計
改定前	66万円	26万円	17万円	—	109万円
改定後	<u>67万円</u>	26万円	17万円	<u>3万円</u>	<u>113万円</u>

3 軽減判定所得の引上げ（低所得者への軽減措置を拡大）

区分	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和7年度	43万円 + 56.0万円 × 世帯人数	43万円 + 30.5万円 × 世帯人数	43万円
令和8年度	43万円 + <u>57.0万円</u> × 世帯人数	43万円 + <u>31.0万円</u> × 世帯人数	43万円
差	<u>+1万円</u>	<u>+0.5万円</u>	±0万円

1 国民健康保険料に影響する制度改正の概要（令和8年度）

4 診療報酬改定

令和8年度診療報酬改定において、全体での改定率は+2.22%となった。（本体部分：3.09%、薬価：△0.87%）

5 高額療養費制度の見直し（主なもの）

- ・自己負担月額上限の見直し（引き上げ） ※令和8年8月～
- ・自己負担の年額上限の導入（長期療養者への配慮） ※令和8年8月～
- ・自己負担上限区分の細分化 ※令和9年度～

6 子ども・子育て支援金制度の創設

- ・子ども・子育て支援法に基づき、国は全ての医療保険者から支援金を徴収し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、特定の子育て支援策の財源として活用。
- ・医療保険者は保険料とあわせ、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収。

2 子ども・子育て支援金制度について

(1) 子ども・子育て支援金制度の全体イメージ

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世帯・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組み

国

子ども・子育て支援金制度の創設（令和8年4月～）

【子ども・子育て支援金の充当事業】

- 1 児童手当の拡充（令和6年10月から）
 - ・所得制限を撤廃、支給対象の高校生年代までの拡大など
- 2 妊婦のための支援給付の創設（令和7年4月から）
 - ・妊婦1人につき5万円 胎児1人につき5万円
- 3 乳児等通園支援給付の創設（こども誰でも通園制度）（令和8年4月から）
 - ・保護者の就労状況の有無によらない保育所等の利用に係る給付
- 4 出生後休業支援給付の創設（令和7年4月から）
 - ・育児休業時の支援給付
- 5 育児時短就業給付の創設（令和7年4月から）
 - ・時短勤務中の支援給付
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除（令和8年10月から）
 - ・育児期間中の国民年金第1号被保険者の保険料の納付免除

⑦支援
拡充



被保険者



①納付金額を請求

⑥支援金を納付

＜令和10年度まで段階的に増額＞
 ・令和8年度に6,000億円程度
 ・令和9年度に8,000億円程度
 ・令和10年度に1兆円程度

④保険料（支援金）として納付

③保険料と併せて子ども・子育て
支援金を賦課・徴収

都道府県

⑤国保分支援金を納付

②納付金額を請求

医療保険者

国民健康保険（市町村）

※その他の医療保険者としては後期高齢者医療、
協会けんぽ、健保組合、共済組合などがある

3 国民健康保険料の改定（案）について

(1) 保険料の賦課方法について

① 子ども・子育て支援金

- ・ 賦課方式については、所得割及び被保険者均等割とし、世帯に対して一律に賦課する平等割は適用しない。
- ・ 18歳未満の被保険者均等割については全額軽減する。
- ・ 医療分・後期支援分・介護分と同様に所得に応じた法定軽減(7割・5割・2割)、産前産後減額、未就学児軽減を実施する。

② 介護納付金

- ・ 子ども・子育て支援金制度の創設にあわせ、40～64歳までが対象となる介護分について、世帯に対して保険料を一律に賦課する平等割を廃止し、令和8年度からは所得割と被保険者均等割のみに改める。
- ・ また、応能・応益の賦課割合を50:50から55:45とし、医療分・後期支援分と同様の賦課割合に変更する。

※千葉市国民健康保険条例

- ・ 上記、子ども・子育て支援金の算定方法や賦課に関し必要な事項を定める改正を行う。(施行期日：令和8年4月1日)

〈参考〉 令和8年度国民健康保険料（案）

	応能割：55		応益割：45		対象者
	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割		
医療分保険料	7.21%	23,280円	26,640円		全被保険者
後期支援分保険料	2.85%	8,880円	10,320円		
介護分保険料	2.57%	16,560円	廃止		40～64歳まで
子ども・子育て支援金分保険料	0.31%	1,800円			全被保険者

3 国民健康保険料の改定（案）について

（2）保険料改定率について

令和8年度収支について、令和7年度の保険料率で保険料を計算した場合、**10.5億円の歳入不足。**
（医療・後期・介護分4.7億円、子ども子育て支援金分5.8億円）

【歳入】		(単位:億円)	【歳出】	(単位:億円)
区 分		R8	区 分	R8
国民健康保険料		178	総務費	14.1
法定繰入金	基盤安定繰入金	42.3	保険給付費	546.1
	その他	14.2	納付金	236.5
法定外繰入金	保健事業等	3.1	保健事業	5.4
基金繰入金		0.0	その他(還付金等)	1.6
県支出金		553	計	803.7
その他(国庫支出金、諸収入)		2.6		
計		793.2		
歳入不足10.5億円				

●保険料改定（案）

保険料改定率【全体】 : **+4.80%**

医療・後期・介護分 : **+1.96%**

子ども・子育て支援金分 : **+2.84%**

・従来分（医療・後期・介護）については、改定率が近年の1人あたり給付費伸び率の範囲（R6-R8平均2.66%）にどまることから、必要額を全額保険料で賄うよう料率設定。

・子ども・子育て支援金分は、保険給付費に連動して徴収するものではなく、国が行う全国一律の子ども・子育て支援施策の拡充の財源として徴収するものであるため、同様に必要額を全額保険料で賄うよう料率設定。

【国民健康保険財政調整基金残高】 (億円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	R8 (見込)
残高	20.3	24.0	26.4	22.0	20.3	20.3

3 国民健康保険料の改定（案）について

●改定後保険料率

区分	医療分			後期分			介護分			【R8新規】子ども分		
	R7	R8	増減	R7	R8	増減	R7	R8	増減	R7	R8	増減
所得割	7.14%	7.21%	0.07P	2.85%	2.85%	0.00P	2.36%	2.57%	0.21P	0.00%	0.31%	0.31P
均等割	21,840円	23,280円	1,440円	8,640円	8,880円	240円	10,680円	16,560円	5,880円	0円	1,800円	1,800円
平等割	25,800円	26,640円	840円	10,320円	10,320円	0円	8,040円	0円	△ 8,040円	0円	0円	0円

●一人当たり平均保険料（年額）

	区分	令和8年度		差(B)-(A)
		料金改定前(A)	料金改定後(B)	
従来分	医療・後期・介護	120,646円	123,015円	2,369円
R8新規	子ども	0円	3,419円	3,419円
全体	医療・後期・介護・子ども	120,646円	126,434円	5,788円

【参考】保険料改定率の推移（医療・後期・介護）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
改定率	1.44%	1.27%	2.88%	1.80%	2.21%	1.96%

(参考) 高額療養費制度の月額上限等について



所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1 % <140,100>	—	270,300 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1 % <140,100>		
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1 % <140,100>		
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1 % <93,000>	—	179,100 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1 % <93,000>		
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1 % <93,000>		
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1 % <44,400>	—	85,800 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1 % <44,400>		
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1 % <44,400>		
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※ 1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※ 2) 外来特例の対象年齢については、「『強い経済』を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。